

## ・ 調査対象企業の財務諸表の適正表示等の調査

### ( 成果発表の明瞭性 )

この部分は、前 2 部における経営者の自己評価ではなくて、作成された財務諸表の準拠性等のチェックである。また、減点法による評価を行っている。

経営者の財務諸表に対する正しい理解と関心の問題であり、正しく自社の財務諸表を作成しているか否かの問題である。

沖縄の企業は、全般的に財務の開示が遅れている。これは、企業規模が比較的小さく、開示の必要性が少なかったことも原因していると思われる。

しかし乍ら、企業の社会的責任が増し、金融機関においても担保や保証人偏重主義から事業そのものへの評価へと重点が移りつつある。

従って企業においても、この企業環境の変化に応じて、明瞭な開示を積極的に行う必要があり、これを義務と考えるべきである。

適正開示は自社の為の行為であるが、併せて金融機関に自社をアピールして、評価を得るためには各区分において 80 点以上である必要がある。

少なくとも 60 点以上であって、具体的な改善の可能性と決意を説明して、80 点とすることが可能でなければならない。

その上で、( 正しく修正した財務諸表により ) 企業の収益力の評価を行うことになるのである。正しくない表示や表示の修正は財務諸表の不誠実表示であり、このような修正項目のないことが望まれる。

前年と比較して上昇しており、ディスクロージャーの必要性が叫ばれ、中小企業の会計基準等が整備されつつある機運の中での上昇であるが、今一步の改善が必要である。

貸借対照表様式の妥当性	70.5%から 73.0%へアップ
損益計算書様式の妥当性	43.0%から 43.5% "
貸借対照表項目の妥当性	45.0%から 54.0% "
損益計算書項目の妥当性	28.5%から 36.5% "
特定項目の妥当性	67.5%から 72.0% "

貸借対照表様式の妥当性

平均点	14.6 / 20	=	73.0%	05/10
			70.5%	04/10

損益計算書様式の妥当性

平均点	8.7 / 20	=	43.5%	05/10
			43.0%	04/10

貸借対照表項目の妥当性

平均点	10.8 / 20	=	54.0%	05/10
			45.0%	04/10

損益計算書項目の妥当性 (B/S、P/L の注記等を含む)

平均点	7.3 / 20	=	36.5%	05/10
			28.5%	04/10

特定項目の妥当性

平均点	14.4 / 20	=	72.0%	05/10
			67.5%	04/10